高学歴女性のキャリア形成とケアワーク

一戦後日本の小学校女性教員を事例として一

跡部 千慧

(コミュニティ政策学科教員)

1. はじめに

1990年に少子化が発見されて以来、日本では、少子化対策において、そして2012年に安倍内閣発足以降は、人口減少社会の経済政策として、女性の労働力化が国策として掲げられてきた。一方、最新2019年に、世界経済フォーラムが公表した各国のジェンダー間格差を測る「ジェンダーギャップ指数」において、日本の順位は、参加150か国中121位であった。120位がアラブ首長国連邦、121位がクエートであるために、"日本のジェンダー不平等はイスラム諸国並み"という声さえある。

筆者は、これまで、小・中・高等学校の女性教員を研究対象として、戦後日本の労働と家族史を研究してきた。専業主婦化が進行する時代の渦中に結婚・出産後の継続的な就労を実現してきた教員職に着目することによって、「女性活躍」を経済政策の中心に掲げる現代日本における政策課題を照射することができると考えてきたからである。また、1970年代から1980年代にかけての首都圏の小学校女性教員の育児と仕事と両立過程を考察するにつれて、現代の福祉職が抱える低処遇の問題にもつながる日本社会の問題もみえてきた。

以下では、筆者のこれまでの研究から得られた知見を提示するとともに、今後 の研究課題を示したい。

2. 女性教員を焦点化する意義

日本を対象にした女性労働研究は、日本の共働き化の進行の遅れも相まって、日本的雇用慣行がM字型カーブをいかに生成したかという問題関心からのマクロデータを用いた研究が蓄積されてきた(竹中 1989ほか)。一方、2000年代以降、こうした日本の女性労働研究に対し、女性の家事・育児役割を前提とし、その延長線上で雇用労働を捉える傾向が強かったという批判意識を持ち、アメリカやイギリスを中心としたジェンダー視点を持った労働社会学研究の方法論を踏まえ、

実際の労働現場を対象とした実証研究が切り拓かれてきた(駒川 2007; 萩原 2008; 木本 2018)。これらの研究では、「主婦化」規範が社会的に凌駕していく時代と捉えられてきた高度成長期は、階層差や地域差に着目すると、女性の雇用労働化の動きも存在することを明らかにしている(木本 2018)。すなわち、既婚女性のライフスタイルは、地域労働市場と家族といった諸条件との絡み合いによって異なることが提示されている。

こうした研究では、戦後日本における「主婦化」を担った民間企業のホワイトカラーと、結婚・出産後も就労継続した中・高卒の現業労働者が対局的な層として位置づけられる(宮下・木本 2010)。筆者が着目する小・中・高等学校の女性教員職は、戦後日本における専業主婦化の担い手となった民間企業のホワイトカラーと類似する階層性を有するが、「主婦化」とは異なる就労継続の道をたどった。実際に女性教員職の出産後の就労継続の実現によって、短大・大学卒で出産後の継続就労を希望する者は、教師を志望するというキャリアルートもつくられていった(一番ヶ瀬ほか 1974)。

女性教員が出産後の継続就労を達成した理由は、1969年に小学校で女性教員比率が5割を越えた頃から研究者の関心を集め、1970年代の研究によって明らかになってきた。中内敏夫・川合章(1974)は、教員職が最も女性の就労継続の上での「身分が安定している」と述べその理由に男女同一賃金と産休の保障をあげた(中内・川合 1974:146)。一方、一番ヶ瀬ら(1974)は、産休代替教員制度がもたらした矛盾についても触れ「現在産休補助教員の身分の不利について(中略)議論が盛んになっており、本務教員の権利確保のために、新しい身分不安定なパートタイマー的な立場の人たちが増えていくことは、問題視されている」(一番ヶ瀬ほか 1974:97)と指摘した。だが、資史料的制約も手伝ってか、長年にわたって、産休代替教員の実態が焦点化されることはなかった。

2000年代に入って、井上いずみ・村松泰子(2007)が、産休代替教員等の臨時的任用教員(以下臨任教員)の実態解明を試みた。その知見は、次の2つである。第一に、任用期間中には正規教員と同じ業務を担う¹⁾ にもかかわらず、臨時的任用であるために、賃金や年金において、正規教員と同一の処遇を受けられないという、正規雇用と非正規雇用の格差が存在する(井上・村松 2007:517)。第二に、臨任教員は、近年まで、正規教員以上に高い女性教員比率が続いてきており²⁾、井上・村松のアンケート調査でも回答者うち95%が女性であった。さらに、臨任教員には、正規教員を目指している若手教員と、子育て期のキャリアの中断を経た正規教員経験者がいることが明らかである。

3. 産休代替・育児休業の制度化過程

筆者は、こうした先行研究に学びながら、産休代替教員制度や育児休業制度成

立の経緯を解明してきた(跡部 2020)。女性教員の戦後労働史を捉える上で重要なのは、労働運動を基盤としながら、産休保障や育児休業といった制度的条件を切り拓いてきたことに着目することにある。だが、本研究で対象とするような戦後の労働組合婦人部が主体となった労働運動は、ウーマン・リブ運動が台頭した1970年代以降に、男女の差異を前提に据え、母性保護を強調したことによって、結果的に、男女平等を阻害してきたと批判されてきた(黒川・嶋津・犬丸1978ほか)。こうした影響もあって、産休代替教員制度や育児休業制度の成立過程はこれまで十分に解明されてこなかった。

確かに、母性保護は、男女平等の達成と対立的に捉えられることが少なくなく、歴史的にも論争を呼ぶようなイシューであり続けてきた(香内 1984;杉浦 2009)。しかしながら、歴史的な運動を捉えていく際に、後の時代の運動の評価に基づき、「母性保護」と「平等」の二項対立的な視点を取ることは、運動をステレオタイプ化することになりかねないと筆者は考える。本研究で当時の運動を捉える際には、教職員組合が、自らの運動を展開するときに、当時の女性解放論の到達点を絶えず参照し、組合員の実態を踏まえながら、いかに運動を組み立てたのかという視点に立ち、産休保障や育児休業の成立過程を、当時の運動資料や国会議事録等の資史料や運動の当事者へのインタビュー調査を用いて、再構成した。

本研究の分析によって次の2点が明らかとなった。第1は、当時の時代制約がある中で、産休代替教員制度や育児休業制度を実現した運動の強みを明らかにできた。確かに、教職員組合は、運動の出発点において、当時の女性解放論における影響力のある言説を参考にした。だが、運動方針を据えるまでに、全国的な調査を通じて、女性教員の実態把握に努めた。そして、組合員である女性教員だけでなく、現代でいう「非正規雇用」であり組合員ではない産休代替の女性教員や、児童・生徒の母親という、女性教員が日々の労働で関わる組合員以外の女性労働者の実態にも視点を向けることによって、雇用形態の違いや階層差を超えて、「男女平等」を達成するために、運動を展開していたことが明らかになった。

第2は、戦後女性労働史研究に対する貢献である。教育界でも家庭科教育などの分野で「主婦化」が強調される時代に、現場の女性教員たちは、「主婦化」とは対極的な結婚・出産後の就労継続という生き方を求めてきた実態を解明した。

4. むすびにかえて

現在、筆者は、産休代替および育児休業といった出産後の制度的基盤が確立された以降の時代の女性教員たちが、いかなるキャリア展望を抱いて、出産後も働き続けてきたのかを研究している。

この研究を進める過程において、高学歴女性のキャリア形成には、産前産後や 育児休業時の代替要員を担う不安定雇用の女性、親族や地域に住む主婦たちと いった多く人々の支えがあることがみえてきた。特に、育児や介護と仕事の両立に関して、「主婦化」が進行する時代の渦中にありながらも、結婚・出産後の継続的な就労を実現してきた小学校女性教員は、夫や親族といった家族内はもちろん、近隣の無業の主婦との関係形成によって、教職を継続する基盤を確立させていったのである。この女性教員の歴史的事例を分析することは、地域の産業構造と女性労働、労働と家族、社会政策と女性労働の連関づけも視野に入れ、女性労働を取り巻く関係を捉え直すことにもつながる。

1990年の少子化の発見以降、女性が仕事と育児を両立するための支援制度が整えられてきた。これにより、1970年代から80年代にかけて、小学校女性教員たちの育児を代替していた主婦の役割は、現代社会においては、低処遇で働く福祉職に置き変わってきている。近年の日本政府の女性活躍推進政策は、家事労働を中心とする部門への移民女性労働者の受け入れ促進と同時期に議論されている。職業と家族の領域から、女性教員が育児と仕事を両立してきた歴史的事例を解明することは、現代社会における格差の社会的構造を捉えるために不可欠であると考える。

そこで、第一段階として、「教職の女性化」が進む1960年代に、地方都市から 首都圏の小学校に就職した女性教員のキャリア形成と、女性教員たちの家事・育 児を代替した女性たちとの関係性を分析する予定である。このことは、地域の産 業構造と女性労働、労働と家族の在り方、地域社会において、児童・生徒とその 家族に向き合う教員の教育労働の内実を考察していくことにつながると考えてい る。

[注]

- 1) 臨任教員は、任用期間中は公務員処遇であり、原則として兼職・兼業も禁止される。フルタイムで勤務し、授業の他、校務分掌や部活動も受け持つなど、職務内容も正規教員と同一である。一方、臨任教員と混同されやすい非常勤講師は、担当する授業時間のみの勤務であり、クラス担任や校務分掌、部活動を持たない。兼職・兼業も可能である(井上・村松 2007:516)。
- 2) 東京都公立学校統計調査によると、2005年度の小学校臨任教員の女性比率は84.9%だったが、 徐々に低下し、2013年度以降は正規教員よりも低くなっている(東京都教育委員会 2019)。

【文献】

跡部千慧(2020)『戦後女性教員史――日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』 六花出版.

萩原久美子(2008)『育児休職協約の成立――高度成長期と家族的責任』勁草書房.

一番ヶ瀬康子・木川達爾・宮田丈夫編 (1974) 『女教師のための講座女教師の婦人問題』第一法規.

井上いずみ・村松泰子 (2007) 「臨時的任用教員の就業意識とその実態」『東京学芸大学紀要総合教育科学系』58: pp.515-531.

木本喜美子編(2018)『家族・地域のなかの女性と労働――共稼ぎ労働文化のもとで』明石書店.

駒川智子(2007)「女性事務職のキャリア形成と『女性活用』――ジェンダー間職務分離の歴史的形成・変容過程の考察」『大原社会問題研究所雑誌』582:pp.31-56.

香内信子編(1984)『資料母性保護論争』ドメス出版.

黒川俊雄・嶋津千利世・犬丸義一編(1978)『講座現代の婦人労働第4巻』労働旬報社、

宮下さおり・木本喜美子 (2010)「女性労働者の1960年代――『働き続ける』ことと『家庭』とのせめぎあい」大門正克ほか編『高度経済成長の時代1復興と離陸』大月書店:pp.233-289.

中内敏夫・川合章編(1974)『日本の教師4女教師の生き方』明治図書出版.

杉浦浩美(2009)『働く女性とマタニティ・ハラスメント――「労働する身体」と「産む身体」 を生きる』大月書店.

竹中恵美子(1989)『戦後女子労働論』有斐閣.

東京都教育委員会(2019)「平成30年度公立学校統計調査報告書【学校調査編】」.